

令和元年（2019年）7月 熊本市上下水道局嘱託員募集一覧

応募資格	①嘱託員の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること ②普通自動車免許を有し、普通自動車の運転ができること ③心身ともに健康であり、意欲をもって業務を遂行できること ④熊本市から請求される公共料金（水道料金・下水道使用料、市営住宅家賃、国民健康保険料、介護保険料等）及び税金の滞納がないこと
------	--

番号	職名	業務内容	応募資格以外に必要な要件	人数	雇用開始日	報酬月額 (令和元年度)	勤務時間	勤務日	配属先
①	上下水道事業 電気主任技術者	「熊本市上下水道局電気工作物保安規程」第7条に基づく、健軍水源地及び沼山津送水場における電気工作物に関する保安業務の監督	次のいずれかの要件を有する者 （1）第1種電気主任技術者免状を有し、66kV受変電設備の電気主任技術者として3年以上の実務を有する者で、緊急時において2時間以内に担当事業所へ出動できること （2）第2種電気主任技術者免状を有し、66kV受変電設備の電気主任技術者として4年以上の実務を有する者で、緊急時において2時間以内に担当事業所へ出動できること	1名	令和元年（2019年） 10月1日	310,000円 (260,000円 +担当事業 所1カ所につ き50,000円 加算)	原則として午前8時30分 から午後5時15分までの間 で所属長が指定する7時間 (休憩時間1時間を含むため、 実働6時間)	原則として、毎週月曜日から金曜日までのうち 所属長が定める週4日間 (土・日・祝日及び年末年始を除く。)	※原則として、本庁舎へ出勤後に担当事業所へ出勤となります。 上下水道局本庁舎 (中央区水前寺6-2-45) 水運用課 健軍水源地 (東区水源1-1-1) 沼山津送水場 (東区秋津町沼山津3005)
②		「熊本市上下水道局電気工作物保安規程」第7条に基づく、秋田配水場及び戸島送水場における電気工作物に関する保安業務の監督	次のいずれかの要件を有する者 （1）第2種電気主任技術者免状を有し、緊急時において2時間以内に担当事業所へ出動できること。 （2）第3種電気主任技術者免状を有し、22kV受変電設備の電気主任技術者として1年以上の実務を有する者で、緊急時において2時間以内に担当事業所へ出動できること。	1名	令和元年（2019年） 11月1日				※原則として、本庁舎へ出勤後に担当事業所へ出勤となります。 上下水道局本庁舎 (中央区水前寺6-2-45) 水運用課 秋田配水場 (東区秋津町秋田2786) 戸島送水場 (東区戸島町2636)